

令和8年度大分県協同組合等検査方針

目次

第1	基本方針	1
1	総論	1
2	社会情勢の変化を的確に踏まえた検査	1
3	重要なリスクに焦点を当てた検査	2
4	問題の本質的な改善につながる深度ある原因分析・解明	2
5	検査対象者の負担の軽減	2
第2	検査の質的向上に向けた取組に関する事項	2
1	検査能力の更なる向上	2
2	的確なリスク・プロファイリングの実施	2
3	指摘根拠の明示及び改善を検討すべき事項の明確化	3
4	指導監督部署との情報共有等	3
5	検査指摘事項に対する的確な改善の確保	3
第3	統一検査事項	4
1	共通事項	4
(1)	外部環境の変化の経営への影響等	4
(2)	法令遵守	5
(3)	マネロン等対策	5
(4)	財務管理態勢	5
(5)	業務継続体制等の構築	5
2	協同組合	5
(1)	信用事業	5
(2)	共済事業	6
(3)	経済事業	6
①	農業協同組合	6
②	森林組合	6
③	漁業協同組合	7
(4)	医療・老人福祉事業	7
(5)	その他	7
3	農業共済組合	7

第1 基本方針

1 総論

大分県農林水産部団体指導・金融課の所掌に係る検査の実施に当たっては、合法性、合目的性及び合理性について検討することを基本原則とし、大分県協同組合検査要綱の第5に規定する基本的指針である、

- ① 重要なリスクに焦点を当てた検証
- ② 問題の本質的な改善につながる深度ある原因分析・解明
- ③ 問題点の静的・動的な実態の検証
- ④ 指摘根拠の明示、改善を検討すべき事項の明確化
- ⑤ 検証結果に対する真の理解

に沿って、検査対象となる団体（以下「検査対象者」という。）のより良い経営の実現を目的として検査に取り組むこととする。

2 社会情勢の変化を的確に踏まえた検査

検査対象者を取り巻く環境変化を的確に踏まえ、大分県農林水産業振興計画「おおいた農林水産業元気づくりビジョン2024」（令和6年9月策定）に係る各種施策等において示された政策課題に対応した検証に取り組む。

特に信用事業を行う検査対象者については、デジタル技術の進展、国内外における金利の上昇等の市場環境の変化の進展等の環境変化の下で、バーゼルⅢの適用、地域金融力強化プランの策定、早期警戒制度の見直し等の金融行政への展開への対応状況に重点をおいて検証を行うとともに、持続可能な収益構造の構築に向けた取組内容を中心として、経営課題に係る対話を役職員と行う。

その際、金融犯罪の多様化やサイバーテロ等の増加を踏まえ、金融犯罪対策やサイバーセキュリティ対策が適切に実施されているかについても併せて検証を行う。

とりわけ、マネー・ローンダリング・テロ資金供与及び拡散金融対策（以下「マネロン等対策」という。）については、FATF第5次対日相互審査を見据えて、有効な対策が実効性を伴う形で取り組まれているかの検証に特に重点を置く。

他方、不祥事等のリスク事案（役職員の関与した犯罪行為、各種法令等に違反する行為等）の再発防止、財務状況の健全性の確保等については、引き続き厳格な検査を行う。

また、行政等によるコロナに関連した各種支援策の終了が検査対象者の

経営に与える影響についても検証する。

3 重要なリスクに焦点を当てた検査

検査対象者について、その設立目的、事業内容、財務状況、過去の検査結果、取り巻く環境等を踏まえたリスク・プロファイリングにより、経営上の重要なリスク及び検査対象者に共通する課題に焦点を当てた検証を実施する。

特に、不祥事等や問題事象が発生した場合に社会的影響の大きい検査対象者及び事業運営等の面で改善の必要性が高いと認められる検査対象者については、検証範囲、投入人員等の面で重点的に検査を実施し、それ以外の検査対象者については、部分検査等を積極的に活用する。

4 問題の本質的な改善につながる深度ある原因分析・解明

市場リスク、信用リスク等のリスクカテゴリーごとに、内部統制等の不備又は欠陥及びリスク管理上の問題点を重点的に検証し、検出された非違事象の背後にある問題の本質的な改善を促すとともに、検査対象者が指摘の趣旨を正しく理解し改善に着手できるよう双方向の議論を行うことにより、効率的かつ効果的な検査を実施する。

5 検査対象者の負担の軽減

検査に当たっては、検査対象者から提出を受ける資料の削減及びペーパーレス化に努めるとともに、検査対象者の規模・特性及び事務負担に配慮した資料提出期限を設定する。

また、総（代）会の開催日等に可能な限り配慮して検査日程を決定するなど、検査対象者の負担軽減に配慮する。

さらに、デジタル技術の汎用化を踏まえ、実地方式とオンライン会議システム等を活用した書面方式を適切に組み合わせたハイブリッド方式による検査を実施するなど、必要に応じて検査手法を検討する。

第2 検査の質的向上に向けた取組に関する事項

1 検査能力の更なる向上

検査対象者のリスクの多様化・複雑化に対応するため、国の研修を活用するなどして専門的・実践的な研修等を行う。

2 的確なリスク・プロファイリングの実施

検査の実施に先立ち、業務の特性及び検査対象者の規模に配慮した効率的かつ深度ある検査を実施するため、以下の取組により、的確なリスク・プロファイリングを実施する。

- ① 決算関係書類、業務報告書等を精査することにより、検査対象者の業務特性のほか、経営方針、組織再編の方向・人員体制等の近年の傾向を把握するとともに、指導監督部署との連携の下、オフサイト・モニタリングの手法を活用して、検査対象者の横断的な課題を把握する。
- ② 指導監督部署の担当者を交えた事前検討会、指導監督部署との定期及び随時の意見交換会の開催に加え、監督行政において把握した情報についても提供を受けること等により、指導監督部署の目線から見た問題点等について十分に把握する。
- ③ 過去の検査結果、改善状況報告等の内容について十分に把握する。

3 指摘根拠の明示及び改善を検討すべき事項の明確化

検査書については、検査対象者の経営改善に向けた取組を促すよう、指摘等の根拠を明確に示すとともに、態勢面の問題点を的確に指摘した上で、分かりやすい表現を用いることとする。

4 指導監督部署との情報共有等

指導監督部署との間で双方向での密接な連携・情報交換を図ることとし、指導監督部署から提供を受けた情報や、検査対象者の指導事業等を行う団体との意見交換等によって得た情報を検査において活用することにより、検査の実効性を確保する。

また、これらの情報等に基づき検査で把握した業態共通の課題・問題点等については、指導部署にも共有し、改善指導等に反映させるよう努める。

5 検査指摘事項に対する的確な改善の確保

検査指摘事項に対する的確な改善が確保されるよう、検査書の発出後、指導監督部署から発出された報告徴求命令に基づき、検査対象者から指導監督部署に提出された後、検査部署に回付された改善状況報告書を確認し、検査対象者の改善状況の把握を行うとともに、必要に応じ、指導監督部署の指導方針について意見交換を行う。

また、前回検査指摘事項と同様の検査指摘事項又は重大な事案が検出さ

れた検査対象者については、速やかな経営管理態勢の改善が図られるよう、指導監督部署との連携を強化する。

さらに、検査指摘事項等の改善指導が的確に行われるよう連携を図る観点から、所管する指導監督部署に対して、検査において把握した情報のうち、監督上参考となる情報の提供を行う。

第3 統一検査事項

令和8年度における検査対象者に係る統一検査事項は、次のとおりとする。

1 共通事項

「預貯金等受入系統金融機関に係る検査マニュアル」等の各検査マニュアルに定める事項のほか、検査対象者に共通する事項として、特に以下について重点的に検証する。

(1) 外部環境の変化の経営への影響等

ア エネルギー・生産資材・食品原材料等の価格高騰による経営への影響

エネルギー・生産資材・食品原材料等の価格高騰による事業費の増加に伴う経営及び組合員への影響

イ 債券価格の下落に伴う財務状況への影響

余裕金を国債等の債券で運用している検査対象者において、金利上昇に伴う債券価格の下落により生ずる評価損の状況と財務への影響

ウ 資金調達コストへの対応

設備投資、運営経費等に充当するための借入金を有する検査対象者において、金利上昇に伴う借入コストの増加による収支及び業務運営への影響

エ 不動産関連融資への対応

不動産関連融資の残高割合が高い又は増加させている検査対象者において、金利上昇等が債務者の経営や返済能力に及ぼす影響の把握を含めた管理態勢及び経営への影響

オ 自然環境や経済情勢の変化等による経営への影響及び農林漁業者等への支援の対応

(ア) 検査対象者における各事業の取扱高、財務状況等を中心とした経営への影響

(イ) 組合員の農林漁業経営の継続のために、検査対象者が講じた具

体的な支援策とその効果（成果）

（２）法令遵守

検査対象者が行っている事業において、根拠法令に基づいた手続きを適切に履行するための態勢の有効性（他省庁所管法令を含む。）

（３）マネロン等対策

犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第 22号）（以下「犯収法」という。）に定める「法令上の義務」、関係省庁からの要請に定める「対応が求められる事項」について、検査対象者において整備されたリスク管理態勢の運用の有効性

（４）財務管理態勢

一般に公正妥当と認められる会計の慣行又は関係法令に従い、財産及び損益の状況を適正に表示する計算書類等を作成するための態勢整備

（５）業務継続体制等の構築

検査対象者が抱えるリスクの多様化・複雑化も踏まえつつ、大規模自然災害の発生時等にあっても、最低限必要な機能、役割を発揮するための危機管理マニュアルや業務継続計画の策定の状況

２ 協同組合

（１）信用事業

① 農業協同組合

「収益性及び健全性確保に向けた対応策」及び「マネー・ローンダリング対策等金融犯罪対策」並びに「農協の自己改革の着実な実践に資する取組」を重要課題とし、特に以下に係る取組について重点的に検証する。

ア 有価証券等の運用規模も踏まえ、金利の上昇（評価損の拡大）や高止まりに備えたリスク管理態勢の構築に向けた取組状況

イ 有価証券に依存した運用構造の中、リスクの分散と収益源の多様化を図るために行う、農業者及び地元企業に対する貸出しの増加に向けた取組状況並びに貸出先の事業実態の把握状況

ウ 資材等の更なる高騰等により厳しい状況に置かれている農業者の経営改善に向けた農協の取組の支援の状況

エ 犯収法、関係省庁からの要請に基づくマネロン等管理態勢について、系統マネロン管理システムで把握した疑義情報への対応も含めた取組の実効性

オ 「法人口座及びインターネットバンキングの利用を含む預貯金口座の不正利用等防止に向けた対策の一層の強化について」（令和7年9月12日金融庁・警察庁要請）への対応状況

② 漁業協同組合

「持続可能な経営基盤の確立に向けた取組」、「漁業金融機能の強化に向けた取組」を重要課題とし、特に以下に係る取組を重点的にについて検証する。

- ア 従来のビジネスモデルに応じた経営の安定化等に加え、中長期的な人員確保や今後の職員数を見込んだ業務運営のあり方の検討状況
- イ 融資推進体制の強化、漁業者等の課題解決につなげる相談力・提案力の発揮等に向けた取組

(2) 共済事業

特に以下に係る取組について重点的に検証する。

- ア 不祥事等のリスク事案の再発防止策
- イ 満期共済金等の多額の未払に係る対応及びその改善状況
- ウ 高齢者に対する適切な契約の推進（親族等の同席等）
- エ 不必要な契約及び不正契約の状況並びに防止策

(3) 経済事業

① 農業協同組合

特に以下に係る取組について重点的に検証する。

- ア 自ら取り組むとしている「農業者の所得向上」に係る具体的な取組内容、その課題・問題点等（政策課題への対応を合目的性重視の視点で検証）
- イ 物流効率化に向けた取組の状況

② 森林組合

特に以下に係る取組について重点的に検証する。

- ア 森林経営管理法（平成30年法律第35号）に基づき、市町村が実施する森林の適切な経営管理への参画等
- イ 森林組合財務処理基準令（昭和53年政令第287号）に定める自己資本の額の充足状況及び充足していない場合の対応策
- ウ 物流効率化に向けた取組の状況

③ 漁業協同組合

特に以下に係る取組について重点的に検証する。

- ア 漁業者の所得向上等に向けた取組内容（海業に取り組む漁協への支援を含む。）、その課題・問題等（政策課題への対応を合目的性重視の視点で検証）
- イ 食品等事業者におけるHACCPに沿った衛生管理（衛生管理計画等）
- ウ 水産業協同組合法施行令（平成5年政令第328号）に定める自己資本の額の充足状況及び充足していない場合の対応策
- エ 物流効率化に向けた取組の状況

（4）医療・老人福祉事業

地域における医療サービスの需給事情、患者の減少、人件費や資材費の高騰等による収支への影響等の経営状況を把握し、収支改善に向けた取組の実効性を重点的に検証する。

（5）その他

ア 農業協同組合の検査に当たっては、農業者の所得向上に向けた自己改革を進めていくため、組合員たる農業者、特に担い手と組合の役職員が徹底した話し合いを行い、自己改革を着実に実践しているか検証する。

また、農業協同組合自ら自己改革実践サイクルの構築に向けた取組状況も検証する。

イ 漁業協同組合の検査に当たっては、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）の施行による水産政策の改革における取組を検証する。

3 農業共済組合

特に以下に係る取組について重点的に検証する。

- ア 不祥事等のリスク事案の再発防止
- イ 災害等の発生状況を踏まえた引受リスク管理の実施状況
- ウ 引受、共済金・保険金等の支払の適正性
- エ 業務経費の支出の適切性